平成２２年（フ）第４６７号
鹿児島県西之表市国上3161番地
債務者　宮口　憲子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
鹿児島県鹿児島市下福元町7651番地４、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市平川町1627番地
債務者　宮元　星代
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
鹿児島県鹿児島市下福元町1715番地
債務者　西窪　康浩
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町604番地264
債務者　岩﨑　清志
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
鹿児島県鹿児島市上之園町３番地９　共研ハイツⅡ402号
債務者　佐々木彩子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６０号
北海道様似郡様似町本町２丁目61番地の２
債務者　鈴木　恵美（旧姓二股）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
北海道小樽市桜２丁目25番501号　リーベスト桜、前住所北海道小樽市桜２丁目25番602号　リーベスト桜
債務者　鮎澤　　昭
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１５３号
北海道小樽市桜２丁目25番501号　リーベスト桜、前住所北海道小樽市桜２丁目25番602号　リーベスト桜
債務者　鮎澤美穂子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１６７号
北海道小樽市幸２丁目11番25号、前住所北海道小樽市幸２丁目11番31号
債務者　中野　智仁
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２００号
北海道苫小牧市高砂町２丁目７番27号　ヒューマン高砂Ａ棟203
債務者　及川ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２０４号
北海道苫小牧市日の出町１丁目２番23号　クリスタルハーモニーＮＯ11．202
債務者　仲村　智子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６４号
岩手県花巻市石鳥谷町五大堂第14地割111番地３
債務者　佐々木みゆき
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第７２号
岩手県北上市鬼柳町堰合42番地８　コートヴィレッジＡ―102号
債務者　堀内　喜正
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第７４号
岩手県北上市堤ケ丘２丁目６番12号　パークハイツ202号、旧住所岩手県花巻市大迫町大迫第15地割９番地１
債務者　小野　　豪
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第７６号
岩手県北上市常盤台３丁目３番14号
債務者　三浦　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第７９号
岩手県北上市上江釣子７地割57番地３　107タウンＨ棟
債務者　多田　美香
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第８５号
岩手県花巻市諏訪312番地９、前住所岩手県盛岡市中堤町13番５号
債務者　左澤　勇記
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部